

第9回

(令和7年9月10日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦 町 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

- 1 開催日時 令和7年9月10日（水）午前9時30分から午前9時45分
 - 2 開催場所 錦町役場 3階会議室
 - 3 出席委員 10名
1番委員 柳瀬 真也・2番委員 古里 直樹・3番委員 水本 重利・4番委員 田浦 孝利・5番委員 立尾富美香・6番委員 坂口 雅子・7番委員 山崎 真一・8番委員 尾方 栄氏・9番委員 中村 竜郎・10番委員 尾方 安枝子
 - 4 欠席委員
 - 5 議事日程
 - 1) 会期の決定
 - 2) 議事録署名委員の指名
 - 3) 議第34号案 農地法第3条の規定による許可申請について
議第35号案 農用地利用集積等促進計画について
議第36号案 非農地証明願いに対する認定について
報告第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について
 - 6 事務局職員
事務局長 山本直樹、農地係 園林沙恵
 - 7 会議の概要
- 議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、5番・6番委員をお願いします。
- 議 長 諸事報告がありましたらお願いします。
無いようですので、議第34号案農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議第34号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）
- 議 長 調査番号1番について9番委員から調査報告をお願いします。
- 9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は、相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。家族2人（稼働力1人）です。経営面積258aの内、田が179aで、水稻作付です。畑が79aあります。3条調査項目により報告します。1番2番（通作距離）：0.3キロ、1分です。3番（小作地）：問題なし。4番（貸付地）：問題なし。5番（価格）：全部で5万円とのこと。6番（耕作放棄地）：問題なし。7番（農機具の利用計画）：トラクター他。

8 番（取得農地の利用計画）：サツマイモ等の野菜を作付け予定です。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのこと。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 それでは、調査報告が終わりましたので質問のある方は挙手の上お願いします。質問もないようですので、採決に移ります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することについて意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成です。申請どおり許可するものとします。次に議第 35 号案農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 35 号案農用地利用集積等促進計画について（朗読）
今回は、所有権移転 5 件、利用権設定が 1 件です。
利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。
（1 番適格の報告あり）

議 長 質問のある方はいらっしゃいませんか。それでは、農用地利用集積等促進計画について異議のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）それでは、適格といたします。次に議第 36 号案 非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第 36 号案 非農地証明願いに対する認定について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、木上地区から調査報告をお願いします。

7 番 木上地区を代表しまして報告します。9/3 午前 9 時から木上地区委員全員で現地調査を行いました。現地は申請者の自宅北側で昔、牛の運動場だった場所になります。現在は草を刈ってありましたが、農地としては使えないような場所であり、非農地としてもしょうがないとの意見でまとまりました。

議 長 次に調査番号 2 番について、一武地区から調査報告をお願いします。

6 番 一武地区を代表しまして報告します。8/26 午前 9 時から一武地区委員全員で現地調査を行いました。現地は雑木等が生い茂り、山林化していました。この土地は農用地区域内農地だったので影響が無いかを確認しました。農林振興課からは、農用地区域内の農地の端にあることから問題はないとのことでした。このことから非農地としてやむを得ないと判断いたしました。

議 長 調査報告が終わりましたので、質問がある方は挙手の上お願いします。

無いようですので、採決にうつります。調査番号 1 番について、申請どおり許可することに意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成です。申請どおり許可するものとします。調査番号 2 番について、申請どおり許可することに意義のない方の挙手を求めます。（全委員：挙手）全員賛成です。申請どおり許可するものとします。

次に報告第 7 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約についてを

議題とします。事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）
資料のとおり適切に合意解約されていることを報告いたします。

議長 ご質問等はありませんか。それでは、これをもちまして9月総会を閉会いたします。

終了後、売買・貸借相談案件担当決め

市町村独自支援について

農地利用最適化交付金について

農地パトロール後の処理について

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月10日

農業委員会会長

5 番 農 業 委 員

6 番 農 業 委 員
